

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

神奈川県知事殿

窓口への提出日又は郵送日

○年 ○月 ○日

一級
二級 建築士事務所 神奈川県知事登録 第□□□□号
木 造

事務所名 株式会社 神奈川太郎一級建築士事務所

所在地 横浜市中区日本大通り○○

電 話 045-210-△△△△ 番

押印しないでください

建築士事務所の 株式会社 神奈川太郎一級建築士事務所

開設者の氏名又は名称 代表取締役 神奈川太郎

（今回提出する報告書）

事業開始年月日 令和 ○年 ○月 ○日から

事業終了年月日 令和 ○年 ○月 ○日まで
（決 算 日）

開設者が個人の場合：
1月1日から12月31日まで
開設者が法人の場合：
決算日までの一年間

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

行政書士の情報は記載しないでください

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

〔記入注意〕

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入してください。
2 [例] 鉄筋コンクリート造
神奈川県 共同住宅 五階建延 700 m²

設計工事費 直近の業績から記入

[illegible]

(第三面)

所 属 建 築 士 名 簿

氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあつては、その旨	登 録 番 号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
横浜 次郎	一級建築士 管理建築士	0000		RO. O. O	構造設計一級建築士	000	RO. O. O
中区 三郎 (RO. O. O 退所)	二級建築士	00000	神奈川県	RO. O. O			

直近の定期講習受講日
(一級・二級・木造)

年度途中で建築士が退職した場合など

所属建築士名簿に記載すべき建築士とは

他人の求めに応じ報酬を得て、業として行う設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理(＝設計等)について、**実務を行う建築士**です。したがって、資格を持っていても、経営などに専念し、設計・工事監理などの業務を全く行わない場合は、記載しないで下さい。

なお、所属建築士名簿に記載のない建築士は、業として設計等を行うことはできません。

所属建築士名簿の変更に関する注意点

業務報告書の提出と所属建築士の変更は別の手続きです。所属建築士に変更が生じた場合は、**神奈川県建築士事務所協会に変更届を提出**して登録内容を変更する必要があります。

一級建築士	1	名
二級建築士	0	名
木造建築士		名
構造設計一級建築士	1	名
設備設計一級建築士		名

決算日に所属建築士と
なっている人数

計 1 名

(第四面)

所属建築士の業務の実績

〔記入注意〕

1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入してください。

2 〔例〕

神奈川 太郎 神奈川県 共同住宅 鉄筋コンクリート造
五階建延 700 m² 設計及び
工事監理 2007. 2. 1
2007. 10. 3

所属建築士の氏名	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
横浜 次郎	神奈川県	専用住宅	木造 二階建 延べ 95 m ²	設計（構造） 及び 工事監理	R○.○.○ ～継続中
〃	神奈川県	共同住宅	鉄筋コンクリート 造 四階建て延 2100 m ²	設計及び 工事監理	R○.○.○ ～継続中
〃	神奈川県	事務所ビル	鉄筋コンクリート 造 五階建て延 750 m ²	設計	R○.○.○ △.△.△
中区 三郎	神奈川県	専用住宅	木造 二階建 延べ 95 m ²	設計（意匠）	R○.○.○ △.△.△
〃	東京都	共同住宅	鉄筋コンクリート 造 四階建ての一室 98 m ²	リフォーム 設計及び工 事監理	R○.○.○ △.△.△
建築士ごとの 案件順					
				業務分担した 場合はわかり やすく記載	
(記入方法)					
・実績がない場合は、建築士氏名を記入の上、「実績なし」と記載してください。					
・建築士が1名のみの場合は、建築士名を記載の上、「第二面と同じ」と記載していただいても構いません。					

(第五面)

管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入してください。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
横浜 次郎	事務所ビルの設計において横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づき屋外広告が同社イメージカラーの使用が出来ないので、広告設置及びデザインについて、施主の了解を得るよう意見を述べた。	R〇.〇.〇
(記入方法) ・ 開設者兼管理建築士の場合や意見がなかった場合は、「特になし」と記載してください。空欄の場合、追加で提出を依頼する場合があります。 建築士法 24 条 3 項 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。		